長野県からのお知らせです

2025.9.16

「きのこ採り」のシーズンです
有毒きのこによる食中毒に注意しましょう

例年、秋になると有毒きのこによる食中毒が発生し、そのほとんどが家庭で起こっています。

県では、９月 20 日から 10 月 19 日までの間を「きのこ中毒予防月間」と定め、有毒きのこによる食中毒の予防を呼び掛けています。

次のポイントを守って有毒きのこによる食中毒を防ぎましょう。

【有毒きのこによる食中毒予防のポイント】

○　わからないきのこは「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」

○　食べられるきのこの特徴を完全に覚える。

○　わかっていても、もう一度よく確認する。
（毎年採って食べているきのこでも、同じ時期や場所に、類似した毒きのこが生えている場合があります。）

○　誤った言い伝えや迷信を信じない。
×「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
×「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」

◆もし、きのこ中毒だと思ったら、すぐに医師の診察を受けましょう。食べたものが残っている場合は、受診の際、お持ちください。

◆長野県ではきのこに詳しい方を「きのこ衛生指導員」として委嘱し、きのこに関する正しい知識の普及活動をしています。また、各保健所できのこ勉強会を開催する予定です。詳細については、最寄りの保健福祉事務所（保健所）の食品衛生相談窓口へお尋ねください。

○ 保健福祉事務所　食品衛生相談窓口
【平日：午前８時30分～午後５時15分まで】

相談窓口	電話番号
健康福祉部　食品・生活衛生課	０２６－２３５－７１５５
佐久保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６７－６３－３２９７
上田保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６８―２５－７１５２
諏訪保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６６－５７－２９２９
伊那保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６５－７６－６８３９
飯田保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６５－５３－０４４６
木曽保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６４―２５－２２３５
松本保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６３－４０－１９４２
大町保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６１－２３－６５２８
長野保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６－２２５－９０６５
北信保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６９－６２－３１０６
長野市保健所　食品生活衛生課	０２６－２２６－９９７０
松本市保健所　食品・生活衛生課	０２６３－４０－０７０５

○ ※　食品衛生法に定める放射性セシウムの基準値を超える値が検出されたことから、野生きのこの採取等について自粛を要請している地域があります。自粛の対象となっている地域については、以下の「有毒きのこにご注意を！」のホームページからも確認できます。

http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuchudoku/dokukinoko.html

○ CSF（豚熱）のまん延を防ぐため、皆様のご協力をお願いします。

【きのこ採り等で山林に入る皆様へのお願い】
https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/documents/chuikanki.pdf

---

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子ﾒｰﾙ shokusei@pref.nagano.lg.jp）
・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口